福井県指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程

平成12年3月27日福井県公安委員会規程第1号

改正

平成18年3月9日公安委員会規程第6号 平成29年2月24日公安委員会規程第2号 令和3年7月29日公安委員会規程第6号令和4年3月17日公安委員会規程第4号

福井県指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程を次のように定める。

福井県公安委員会委員長 奥井 隆

福井県指定自動車教習所職員講習の実施に関する規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 職員講習の実施(第8条-第23条)
- 第3章 雑則(第24条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)に基づく公安委員会が行う指定自動車教習所の職員に対する講習(以下「職員講習」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(講習対象者)

第2条 職員講習は、法第108条の2第1項第9号に基づき、令第41条に規定する指 定自動車教習所(以下「指定教習所」という。)の教習指導員、技能検定員及び副管理 者(以下「指定教習所職員」という。)を対象として行うものとする。

(講習場所)

第3条 職員講習は、福井県坂井市春江町針原58-10、福井県自動車運転免許試験場 (以下「免許試験場」という。)又は警察本部運転免許課長(以下「運転免許課長」と いう。)が指定する指定教習所若しくはその他の施設において行うものとする。

(講習実施責任者)

- 第4条 職員講習実施責任者は、運転免許課長をもって充てるものとする。
- 2 運転免許課長は、職員講習に関する事務を適正に行うとともに、職員講習を担当する 職員を指導教養して職員講習が効果的かつ適正に行われように努めるものとする。

(講習指導員の選任)

- 第5条 運転免許課長は所属職員のうちから次の各号に掲げる要件に該当する職員を講習 指導員として選任するものとする。
 - (1) 技能試験官であること。
 - (2) 技能試験官を統括する職員であること。

(3) その他、運転免許課長が指定する職員であること。

(講師の指定)

- 第6条 職員講習については、前条に規定する職員が行うほか、運転免許課長は次の各号 に掲げる要件に該当する者を講師に指定し、当該講習を行うことができる。
 - (1) 教育学、心理学等の専門的知識を有し、運転免許課長が指定する有識者等であること。
 - (2) 教習指導員の資格を有し、指定教習所の管理者から推薦された実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。
 - (3) 技能検定員の資格を有し、指定教習所の管理者から推薦された実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。
 - (4) 指定教習所の管理監督について豊富な知識を有し、運転免許課長が指定する実務経 験豊富な指定教習所の管理者又は副管理者であること。
 - (5) その他、福井県指定自動車教習所協会の理事等

(年間講習計画の策定)

第7条 運転免許課長は、職員講習の実施に当たり、指定教習所等の意見を聴き、年間講習計画を策定するものとする。

第2章 職員講習の実施

(講習の実施区分)

- 第8条 職員講習は、指定教習所の教習指導員講習、技能検定員講習及び副管理者講習に 区分して行うものとする。
- 2 指定教習所職員が、教習指導員であり、かつ、技能検定員であるときは、主として従 事している資格に対応する講習を受講するものとする。
- 3 教習指導員又は技能検定員である指定教習所職員が、副管理者である場合は、教習指導員又は技能検定員の講習のほか、副管理者講習も受講するものとする。

(講習の実施回数)

第9条 運転免許課長は、前条に規定する指定教習所職員に対する講習を各区分ごとに、 おおむね1年ごとに1回行うものとする。

(講習実施基準)

第10条 職員講習は、指定自動車教習所職員講習(教習指導員)実施基準(別表第1。以下「教習指導員講習基準」という。)、指定自動車教習所職員講習(技能検定員)実施基準(別表第2。以下「技能検定員講習基準」という。)及び指定自動車教習所職員講習(副管理者)実施基準(別表第3。以下「副管理者講習基準」という。)に基づき実施するものとする。

(講習指導案)

第11条 運転免許課長は、前条に定める教習指導員講習基準等に基づき、教習指導員講習 計画表等の講習指導案を作成し、職員講習を実施するものとする。

(講習施設)

- 第12条 職員講習を行う施設は、第3条に定める場所で行うこととするが、その施設は講習科目の内容等によって次に掲げる施設とする。
 - (1) 「教習指導員講習基準」の講習科目のうち1~3及び「技能検定員講習基準」の講

習科目のうち1~3については、教習指導員及び技能検定員が合同で行うことができる方法による講習(以下「集合講習」という。)とし、この講習施設は、集合講習受講者を収容することができ、また必要な教材を整えた教室等の施設とする。

- (2) 「教習指導員講習基準」の講習科目のうち4~6及び「技能検定員講習基準」の講習科目のうち4~6については、運転技能の実習、模擬教習や模擬技能検定等の実習を伴う講習(以下「実習講習」という。)とし、この講習施設は、府令第32条に定める基準に適合するコースのある免許試験場又は指定教習所の所内コース、その路上コース及び教室等の施設とする。
- (3) 「副管理者講習基準」の講習基準は、全講習科目を運転免許課長が指定する施設とする。

(講習用教材)

- 第13条 運転免許課長は、次の各号に定めるところにより、府令第38条第9項に定める 教材を整備するとともに積極的に活用し、講習効果を高めるよう努めるものとする。
 - (1) 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、「指定自動車教習所等の教習の標準」、「指定自動車教習所の 業務指導の標準」、「福井県指定自動車教習所事務処理要領」、「普通自動車技能教習 指導要領例」、「大型・普通自動二輪車技能教習指導要領例」、「講習ハンドブック」の ほか、全国及び福井県内の交通事故の実態、事故事例等の資料を整備するものとする。

(2) 自動車

講習科目である「教習指導員又は技能検定員として必要な自動車の運転技能」、「技能教習の教習方法」及び「自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法」については、自動車による実習が適切にできるよう、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等の自動車を必要数整備するものとする。

(3) 運転シミュレーター

講習科目である「技能教習の教習方法」について、運転シミュレーターによる実習を行う場合には、これを適切に実施できるよう四輪及び二輪の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

(講習時間)

第14条 職員講習の講習時間は、法令上、教習指導員講習については9時間以上11時間以下、技能検定員講習については10時間以上12時間以下、副管理者講習については6時間以上7時間以下とされているが、原則として、教習指導員講習については9時間、技能検定員については10時間をそれぞれ2日間で、副管理者講習については6時間を1日間で行うものとする。

(学級の編成)

- 第15条 職員講習は、学級を編成して行うものとし、1学級の編成は講習の実施区分に応じ、おおむね30人の編成を基準として行うものとする。
- 2 教習指導員又は技能検定員に対する職員講習は、これらの者の教習又は技能検定に用いる自動車の種類及び教習又は技能検定の経験の別に応じ学級を編成して行うものとする。

- 3 自動車による実習講習については、自動車の種類ごとに1グループ3名を単位とし、 1グループについて講師1名が担当することを基準として行うものとする。
 - なお、1学級の人数編成と1グループの人数については対象となる指定職員の数、そのときの社会情勢を踏まえた人数として行うことができるものとする。
- 4 教習指導員又は技能検定員に対する職員講習のうち、講習内容が共通する講習科目については、前項の定めによらず、合同の学級を編成して行うことができるものとする。 (講習の方法)
- 第16条 運転免許課長は、職員講習の実施に当たり、講習効果を上げるため次に掲げる各 号に配意するものとする。
 - (1) 講師の人選や教本及び視聴覚教材の内容についても工夫を凝らし惰性に流れることのないようにすること。
 - (2) 講義においては、必要に応じて講師が受講者に質問を発し、発表させ、効果測定を行う。また、討議式を活用するなどして模擬実習以外においても参加・体験・実践型の方法によるものとする。
 - (3) 教習指導員及び技能検定員に対しては、自動車による運転技能、模擬教習や模擬技能検定を効果的に行い、個別指導を徹底すること。
 - (4) 講習科目のうち実技を伴う講習、オンラインで行うことが適当でない科目を除きオンラインによる講習を実施できるものとする。

(講習の通知等)

- 第17条 運転免許課長は、府令第38条第15項の規定に基づき、講習を受ける者を指定 自動車教習所職員講習通知書(別記様式第1号)により、当該職員の所属する指定教習 所の管理者に対して通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた指定教習所の管理者は、通知を受けた職員が病気その他の理由で 講習を受けることができない場合には、職員講習欠席者報告書(別記様式第2号)によ り、公安委員会に報告しなければならないものとする。
- 3 運転免許課長は、前項の未受講者に対し、前項の欠席理由がやんだ後速やかに日時を 指定して本規定による職員講習を実施するものとする。

(講師の推薦)

第18条 運転免許課長は、第6条に規定する職員講習の講師の推薦を指定教習所の管理者 に対して求めるものとする。

(講師の要件)

- 第19条 指定教習所の管理者は、前条により職員講習の講師を推薦する場合は、次の各号に掲げる要件に該当する職員を職員講習講師推薦書(別記様式第3号)により推薦することができるものとする。
 - (1) 教習指導員

教習指導員資格者証又は技能検定員資格者証の交付を受けており、現に教習指導員 又は技能検定員として選任されている者で、人格、見識ともに優れており、学科及び 技能教習指導に精通している職員

(2) 技能検定員

技能検定員資格者証の交付を受けており、現に技能検定員として選任されている者

で、人格、見識ともに優れており、技能検定に精通している職員

(3) 副管理者

教習指導員資格者証又は技能検定員資格者証の交付を受けており、現に教習指導員 又は技能検定員として選任されている者で、指定教習所の管理監督について豊富な知 識を有し、人格、見識ともに優れ、管理者から副管理者に指定されている職員 (みなし教習指導員に対する講習)

- 第20条 運転免許課長は、道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)附 則第7条第2項に規定するみなし教習指導員(以下「みなし教習指導員」という。)に対 する職員講習は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 技能教習に従事することができないみなし教習指導員 自動車による運転技能、模擬技能教習については、他の指導員が運転する自動車に 同乗又は他の指導員が行う模擬技能教習を観察学習する。
 - (2) 学科教習に従事することができないみなし教習指導員 模擬学科教習については、他の指導員が行う模擬学科教習を観察学習する。 (長期離職者等の取扱い)
- 第21条 運転免許課長は、やむを得ない理由により、長期間教習業務から離れていた職員 を認めた場合は、当該職員の所属する指定教習所の管理者に対して、職員講習のほか、 自主的な職員教育を促進させるものとする。

(講習手数料)

- 第22条 職員講習の受講者は、福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成12年福井県条 例第30号)に規定する手数料を納付しなければならない。
- 2 受講する際は、手数料納付書(別記様式第4号)を提出しなければならない。 (事故防止)
- 第23条 運転免許課長は、職員講習中の各種事故防止に万全を期すため、実技講習の実施前に講習車両の日常点検を励行させるなど、講師に特段の配意をさせること。
- 2 二輪車を用いた実習講習にあっては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を 着用させて行うものとする。

第3章 雑則

(簿冊の備付)

- 第24条 運転免許課長は、次に掲げる簿冊を備付け、それぞれ各号に定める期間これを保存し、職員講習事務の実施状況を明らかにしておくものとする。
 - (1) 指定自動車教習所職員講習通知書 3年
 - (2) 職員講習欠席者報告書 3年
 - (3) 職員講習講師推薦書 3年
 - (4) その他の関係書類 1年

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日公安委員会規程第6号)

この規定は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成29年2月24日公安委員会規程第2号)

この規定は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和3年7月29日公安委員会規程第6号)

この規定は、令和3年7月29日から施行する。

附 則(令和4年3月17日公安委員会規程第4号)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条関係) 指定自動車教習所職員講習 (教習指導員) 実施基準

| 講習科目 | 講習細目 | 講習方法 | 留意事項 | 時間 |
|-------------------|--------------------------|-----------|---|------|
| INTETTE | 開講 | 1 日77日 | 田心于大 | 1時間 |
| | 講師の自己紹介 | | | 71.4 |
| | 受講者の点呼 | | | |
| | 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明 | | | |
| 1 教則の内容とな | 1 教則の内容及びその基 | 講義 | | |
| っている事項その | 礎的事項 | 教本、視聴覚教材等 | | |
| 他自動車の運転に | (1) 自動車の交通方法及 | | ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、自動車 | |
| 関する知識 | びその基礎的事項 | | の交通方法について教習を行う上に必要な範囲において解説するとともに、その根拠となる事項及び基 | |
| | | | び、C解説することもに、この伝統となる事項及び基 砂の理論を理解させるようにする。 | |
| | (2) 人間の感覚と判断 | | ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、この | |
| | | | ことを自覚して運転しなければならないことを反応 | |
| | | | 時間、視力や視野の関係等から事故事例・データと | |
| | (3) 自動車と自然の法則 | | 関連付けながら説明する。 ○ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影 | |
| | | | 響を及ぼす自然の法則のうち主なものについて事故 | |
| | | | 事例・データと関連付けながら説明する。 | |
| | 2 その他自動車の運転に | | | |
| | 必要な知識 (1) 初心者の交通事故の | | ○ 教則の内容に関連して、初心者の交通事故の状況 | |
| | 特徴 | | を統計的に説明し、その特徴を分析して教習への反 | |
| | | | 映を図る。 | |
| | (2) 自動車の構造及び運 転理論 | | ○ 自動車の基本的な仕組みの概要と運転のために 交通事故の事例・データを関連付けて説明する。 | |
| | 半公人王・開 | | ○ 安全な運転をするためには、「認知」、「判断」、 | |
| | (3) 安全運転の手順 | | 「操作」の過程があり、そのうちのいずれの過程で | |
| | | | の誤りも事故につながることを強調する。 また、交差点の通行、追越し等の具体的な運転行 | |
| | | | 動について、前記の過程に基づいて手順化して教習 | |
| | | | すべきことを実例を挙げて説明する。 | |
| 2 自動車教習所に | | | | 1時間 |
| 関する法令等につ いての知識 | な一般的知識 (1) 教習所の使命 | | | |
| C -> //rapsy | (1) 教自別の使用 | | ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることにより | |
| | | | 交通事故の防止を図るための教育を行う使命を持 | |
| | | | ち、その社会性、公共性は極めて高いことを改めて | |
| | | | 認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令 卒業証明書等の発行 | |
| | (2) 指定基準の維持及び 教習水準の向上 | | 禁止処分等の教習に係る処分事案を取り上げて強調 | |
| | (大百八十·7)円工 | | する。 ア 指定基準の維持 | |
| | | | 教習所の指定は、単に物的、人的の基準につい | |
| | | | てのみでなく、運営上の基準を含めて行われるも | |
| | | | ので、これらの基準は、指定後も継続して維持さ | |
| | | | れなければならないこと。 イ 教習水準の向上 | |
| | | | 運営上の基準は、教習環境、教習機材及び教 | |
| | | | 習方法並びに指導員の教習能力等が含まれる が、これらは、指定時の水準を維持すべきことは | |
| | | | もとより、変化する交通の情勢に対応できるよう、 | |
| | | | 常に向上を図ること。 | |
| | (3) 教習所職員としての | | ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識さ | |
| | 心構え | | せる。 ア 職員としての自覚 | |
| | | | 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観 | |
| | | | を持つとともに、常に専門的教育者としての知識は他の研えりに努めること | |
| | | | 技能の研さんに努めること。 イ 接遇 | |
| | | | 教育は、教えられる者が教える者を信頼する | |
| | | | ところから始まるので、接遇に当たっては、次 の 点に留意すること。 | |
| | | | (ア) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の | |
| | | | 念を起こさせない身だしなみをする。 (4) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 | |
| | | | (ウ) 親しみやすい態度をとる。 | |
| | 1 | <u> </u> | <u> </u> | |

| | 2 教習所関係法令 (1) 教習所の指定、監督 及び処分に関する法令 | | 要するに、教えられる教習生の立場に立って親切丁寧な応対や教習を行うことが接遇の要点であること。 ② 教習所の指定、監督、処分等法令に定める事項を解説して、教習所が法令に準拠した初心運転者の教育機関であることを再認識させる。 ア 指定の意義 指定の目的から運転者の資質向上のための教育を行うことを信託された機関であること。 イ 検査及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るもので、技能検定の立会いもその一つであること。ウ 指定解除及び卒業証明書等の発行禁止教習所に対する処分の制度は、技能試験免除の効果を担保しようとするものであること。エ 受講命令教習所は絶えずその基準及び教習水準の向上を図る義務を持つ。そのため、公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも知識及び技能の向上に努めなければならないこと。 | |
|------------------------|---|-----------------|---|-----|
| | (2) 教習に関する基準 | | ○ 次の事項について教習指導員として必要な範囲内で解説する。 ア 教習指導員の要件 イ コース及び教習車両の基準及びその整備 ウ 教習の時間及び方法 エ 教習効果の確認(みきわめ)の方法 なお、関連して技能検定、運転免許試験の実施 方法等についても解説しておくこと。 | |
| 3 教習指導員として必要な教育についての知識 | 教習指導員として必要な基礎的教育理論 (1) 学習指導の準備 (2) 学習の理論 | 講義及び討議教本、視聴覚教材等 | ○ 効果的な教習を行うためには、次の準備が必要であることを説明する。 ア 学習のねらいの明確化と学習目標の設定イ 効果的に学習を進めるための教案の作成ウ 次の事項を重点とする学習の進め方の研究(ア) 学習意欲の向上を図ること。 (4) 教場の雰囲気作りをすること。 (5) 教師に対する信頼感を植え付けること。 (6) 教師に対する信頼感を植え付けること。 (7) 教師に対する信頼感を植え付けること。 (7) 教師に対するに関し、具体的に説明(又はグループ 討議)する。 ア 効果的な学習方法と教授方法 次のことが、学習効果を高めることを具体的に説明する。 (7) 学習目標を提示すること。 (4) 学習場面における特性を理解すること。 (4) 学習を受ける者の年齢、性別、能力、興味等の個人差による相違を知ること。 (7) 学習を受ける者の年齢、性別、能力、興味等の個人差による相違を知ること。 (7) 全体学習と部分学習について(4) 論理的、図式的、機械的、記銘等の記憶方法について ウ 学習補助手段の利用方法 板書、視聴覚教材の利用、実物の提示及び実演の効果について説明する。 エ 学習の反復効果 連続反復及び適当な間隔を置いての学習の効果について説明する。 主 本項目について講義により説明する場合には、対象指導員に応じて必要な事項に重点を置き、教習上の具体的事例を引用するなどして興味を持たせるよう配意すること。 | 1時間 |
| | 2 自動車の運転適性についての知識 (1) 性格等に関する運転適性 (2) 適性診断票の読み方 (3) 技能教習への反映 | | ○ 事故多発傾向者の存在とその検出法を概説すると ともに、適性診断票の読み方、指導助言の仕方につ いて説明し、教習生の特性に応じた教習を行うこと が教習効果の向上につながることを説明する。 | |

| 4 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能 | - , | 実習 自動車等 | ○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を 行っている車種に応じ、1グループ3人を単位と して実車により走行させて、受講者各人の運転技 能を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転 技 能の向上を図る。 | |
|-------------------------------|--|--------------------------|---|-----|
| 5 技能教習の教習 方法 | (1) 技能教習の方法 (2) みきわめの方法 | 実習 教本、自動車、運転 シミュレーター等 | ○ 試験場コース等において、受講者が主に教習を 行っている車種に応じ、1グループ3人を単位と して、実車等によりモデル教習生の指導を行わせ、 他の者にはこれを観察させ、教習状況について講評 を行い、観察した受講者に指摘させる等の方法で、 教習重点、みきわめの重点等を把握させ、技能教習 の向上及びみきわめの統一を図る。 | |
| 6 学科教習の教習 方法 | (1) 教習の重点(2) 教習の進め方(3) 教材の活用方法 | 実習 教本、視聴覚教材等 | ○ 特定の項目等について、教室において模擬教習を行わせ、その教習状況について討議・講評を行うか、又は講師自らが教習を行うものを見学させた後討議するなどの方法で、教習重点、教習の進め方、教材の活用方法などを把握させ、教習方法の向上を図る。 | 2時間 |
| | ≘集 □円 | 習 時 間 合 | 計 | 9時間 |

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第2(第10条関係)

指定自動車教習所職員講習(技能検定員)実施基準

| 講習科目 | 講習細目 | 講習方法 | 留意事項 | 時間 |
|------------|-----------------------|--------------|---|-----------|
| BIT IN THE | 開講 | 111 H > 0 IP | 1470.3 | 1時間 |
| | 講師の自己紹介 | | | |
| | 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 | | | |
| | 要講者の心得の説明 | | | |
| 1 教則の内容とな | 1 教則の内容及びその基 | 講義 | | |
| っている事項 | 礎的事項 | 教本、視聴覚教材等 | | |
| | (1) 自動車の交通方法及 | | ○ 教則の内容で最近改正された事項のうち、特に 技能検定に必要な範囲(採点基準に関連する事項 | |
| | びその基礎的事項 | | 校能便定に必要な配置(抹点基準に関連する事項を中心とする)について解説する。 | |
| | (2) 人間の感覚と判断 | | ○ 人間の感覚や判断能力に一定の限界があり、このこ | |
| | | | とを自覚して運転しなければならないことを反応時 | |
| | | | 間、視力や視野の関係等から事故事例・データと関連付けながら説明する。 | |
| | (3) 自動車と自然の法則 | | □ 慣性と摩擦、遠心力及び重心と重力等自動車に影響 | |
| | | | を及ぼす自然の法則の内主なものについて、事故事 | |
| 2 自動車教習所に | 1 技能検定員として必要 | | 例・データと関連付けながら説明する。 | 1時間 |
| 関する法令等につ | な一般的知識 | | ○ 化宁白科古英羽形体 初入年中本の茶子機間で | T 4/1 [H] |
| いての知識 | (1) 教習所の使命 | | ○ 指定自動車教習所は、初心運転者の養成機関であるが、同時に運転者の資質を向上させることに | |
| | | | より交通事故の防止を図るための教育を行う使命 | |
| | | | を持ち、その社会性、公共性は極めて高いことを 改 | |
| | (2) 指定基準の維持及び | | めて認識させる。 ○ 次のことを最近の適合命令、卒業証明書等の発行禁 | |
| | 教習水準の向上 | | 止処分等の技能検定に係る処分事案を取り上げて強 | |
| | | | 調する。 | |
| | | | ア 指定基準の維持 教習所の指定は、単に物的、人的の基準につ | |
| | | | いてのみでなく、運営上の基準を含めて行われ | |
| | | | るもので、これらの基準は、指定後も継続して | |
| | | | 維持されなければならないこと。 イ 教習水準の向上と適正な検定の実施 | |
| | | | 運営上の基準の維持はもとより、変化する交 | |
| | | | 通の情勢に対応できるよう、常に教習水準の向 上を図るとともに、適正な技能検定を実施する こと。 | |
| | (3) 教習所職員としての 心構え | | ○ 次の事項を中心に職員としての心構えを再認識 させる。 | |
| | | | ア 職員としての自覚 教習所の使命を理解し、職員としての倫理観 を持つとともに、常に技能試験を実質的に代行 | |
| | | | する者としての知識技能の研さんに努めること。 | |
| | | | イ 接遇 接遇に当たっては、次の点に留意すること。 | |
| | | | (ア) 清潔な服装をするとともに、他人に不快の | |
| | | | 念を起こさせない身だしなみをする。 (イ) わかりやすい、やさしい言葉遣いをする。 | |
| | | | (ウ) 親しみやすい態度をとる。 | |
| | | | 要するに、受検生の立場に立って親切丁寧な応 | |
| | 2 教習所関係法令 | | 対や検定を行うことが接遇の要点であること。 | |
| | (1) 教習所の指定、監督 | | ○ 教習所の指定、監督、処分等法令に定める事項を解 | |
| | 及び処分に関する法令 | | 説して、教習所が法令に準拠した初心運転 者の教 | |
| | | | 育機関であることを再認識させる。 ア 指定の意義 | |
| | | | 運転者の資質向上のための教育を行うことを | |
| | | | 信託された機関であること。 イ 検査及び資料の提出 | |
| | | | 性質及び資料の提出 監督の一環であり、教習所の適正化を図るも | |
| | | | ので、技能検定の立会いもその一つであること。 | |
| | | | ウ 指定解除、卒業証明書等の発行禁止 教習所に対する処分の制度は、技能試験免除 | |
| | | | の効果を担保しようとするものであること。 | |
| | | | エ 受講命令 公安委員会の行う講習を受けるほか、自らも | |
| | | | 知識及び技能の向上に努めなければならないこ | |
| | | | と。 | |

| | (2) 技能検定に関する基 準 | | ○ 次の事項について、技能検定員として必要な範囲で解説する。ア 技能検定員の要件イ 技能検定の受検要件ウ 技能検定の実施方法及び合格基準(技能試験の実施方法) | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|--|------|--|
| 3 技能検定の実施 に関する知識 | する知識 | | ○ 運転免許技能試験実施基準(以下「実施基準」という。)のうち、試験の実施手順、試験課題履行条件等技能試験の実施方法について解説する。 | 4時間 | |
| 4 目動車の運転技 能の評価方法に関 する知識 | 技能検定の評価方法に関する知識 | 講義及び討議教本、視聴覚教材等 | ○ 実施基準のうち、採点基準について解説するとともに、技能検定の立会検査等において見いだされた問題点についてグループ討議形式により検討させ、技能検定の評価方法に関する知識を把握させる。 | | |
| 5 技能検定員とし て必要な自動車の 運転技能 | 技能検定に必要な運転技能 | 実習 教本、自動車等 | ○ 試験場コース等において、受講者が主として検定を 行っている車種に応じ、1グループ3人を単位とし て、実車により走行させて、受講者各人の運転技能 を点検し、欠陥の矯正を行うことにより運転技能の 向上を図る。 | 4 時間 | |
| 6 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | (1) 運転技能の観察力 (2) 運転技能の採点方法 | | ○ 試験場コース等において、受講者が主として検 定を行っている車種に応じ、1グループ3人を単位として、モデル受検者の走行を運転免許技能試 験実施基準に基づいて採点させ、その採点状況を 講評するなどの方法で適正な観察及び採点要領を 把握させ、運転技能の観察力及び採点方法の向上 を図る。 | | |
| 講習時間合計 | | | | | |

備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。

- 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第3 (第10条関係)

指定自動車教習所職員講習(副管理者)実施基準

| 講習科目 | 講習細目 | 講習方法 | 留意事項 | 時間 |
|-----------|----------------------|-----------|---|----------|
| | 開講 | 一時日ガゼ | 田心中名 | 1時間 |
| | 講師の自己紹介 | | | T () [m] |
| | 受講者の点呼 | | | |
| | 講習概要及び日程の説明 | | | |
| | 受講者の心得の説明 | | | |
| | 1 指定自動車教習所の現 | | | |
| 関する法令等につ | | 教本、視聴覚教材等 | | |
| いての知識 | (1) 指定自動車教習所の 現状 | | □ 指定自動車教習所卒業生の運転免許取得者に占める割合は極めて高く、指定自動車教習所は初心運転 | |
| | 54人 | | る割合は極めて高く、指定日期単数百別は初心運転 者の事故防止上重要な役割を果たしている。 | |
| | | | しかしながら、その卒業生の事故・違反が多い現状 | |
| | | | を説明し、最近における卒業証明書等の発行禁止の | |
| | | | 処分や教習指導員資格者証等の返納命令を受けた例 | |
| | | | を挙げるなど、現状の問題点について認識させる。 ○ 指定自動車教習所が極めて高い社会性を有すること | |
| | (2) 指定自動車教習所の | | に鑑み、企業として採算性を図るだけでなく、その | |
| | 問題点 | | 業務の公共性、社会性から一定の制約を受けること | |
| | | | を認識させる。 指定自動車教習所の卒業者が技能試験を免除され | |
| | | | ることから、適正かつ効果的に教習業務等を遂行す | |
| | | | べき義務があることを強調する。 | |
| | | | | |
| | 2 教習所関係法令 | | ○ 教習所関係法令中、特に指定要件に関する事項 | |
| | (1) 教習所の指定、監督 | | を中心に説明し、その維持、向上に努めるべきこと | |
| | 及び処分に関する法令 | | を説明する。 | |
| | (2) 免許関係法令 | | ○ 免許制度の概要について、教習所の事務処理の 管理、監督に必要な範囲でその概要を説明する。 | |
| | | | ○ 免許試験関係法令について、技能検定と技能試 | |
| | | | 験との関係、学科教習と学科試験免除との関係等 | |
| | | | ■ 教習事務に必要な事項を解説する。 ○ 行政処分関係法令の概要について、運転者の指 | |
| | | | 導及び指導員の管理のため必要な範囲で概要を説 | |
| | | | 明する。 | |
| 2 自動車教習所の | | 講義 | ○ 知心医記者が投資者に上もお影響が受けてこ | 1時間 |
| 管理に関する知識 | (1) 初心運転者教育の在 り方 | 教本、視聴覚教材等 | ○ 初心運転者が指導者に大きな影響を受けること、また、そのため指導の基本に沿って指導を | |
| | 7,7 | | 行わなければならないことを説明し、管理的立場に | |
| | | | ある者として教育に対する理念を持つべき事を強調 | |
| | (2) 教育理論 | | する。 ○ 学習の理論について、管理者的立場にある者と | |
| | | | して必要な範囲で説明する。 | |
| | 2 教習所の管理と監督 | | 下記の点について、立入り検査の結果や、提出された | 2時間 |
| | (1) 管理及び監督の原則 | | 報告資料から把握された問題点を中心に述べる。 ○ 指定の目的に沿った教習を行うため、物的要件 | |
| | (1) 日空人() 血目()///(六) | | を整備するとともに、人的要件を組織し、物的要件 | |
| | | | と人的要件を組み合わせて一定の計画の下に適正に | |
| | | | 運営しなければならないことを実例を取り上げなが ら説明する。 | |
| | (2) 管理及び監督の実務 | | ○ 次の事項について実例を取り上げながら具体的 | |
| | | | に説明する。 | |
| | | | ア 施設管理(コース、教室等の施設、設備、教育器具等の物的施設の維持と保全) | |
| | | | イ 職員管理(教習の主体となる指導員等に対す | |
| | | | る計画的教育訓練、指示及び助言) | |
| | | | ウ 教習生管理(教習の確保、入所と入所後の移 動等) | |
| | | | エ 保健管理(職員、教習生の健康の保持、増進、 | |
| | | | 特に次の事項) | |
| | | | (ア) 保健管理のための組織と運営 (イ) 保健管理のための施設と環境 | |
| | | | オ教習課程の管理(教習課程の意義、教本、視 | |
| | | | 聴覚教材等の使用及び教習課程の実施の管理) | |
| | | | カ 労務管理(適正な教習時間の確保の面からみ た管理) | |
| | | | キ 人事管理(公明、明朗な職場の維持の面から | |
| | | | みた管理) | |
| | | | ク 指定自動車教習所関係事務の管理(事務処理 の効率化、適正化) | |
| | | | ·////丁[U] //////////////////////////////////// | |
| | 3 事務処理要領 | 講義及び討議 | ○ ハウチ目へのウルシ 古砂(m+m)= HB トッセウ マンサ | 2時間 |
| | (1) 事務処理要領の解説 | 教本、視聴覚教材等 | ○ 公安委員会の定めた事務処理に関する規定、通達等 の内容について、最近における改正専項や不適切な | |
| | <u> </u> | | の内容について、最近における改正事項や不適切な | |

| (2) 管理、監督及び事務 処理に関する検討会 | | | | (| 事例を取り上げ、管理者的立場にある者として必要な範囲において具体的に説明する。 ○ 管理、監督及び事務処理に関し、受講者自らの体験及び研究結果等を報告して、相互検討を行うことにより、管理、監督等に関する実務能力の向上を図る。 | |
|----------------------------|---|---|---|---|---|-----|
| 護 | 習 | 時 | 間 | 合 | 計 | 6時間 |

- 備考1 各講習項目ごとの講習時間は、講習を受ける者の能力などに応じて若干の変更を行っても差し支えない。
 - 2 講習効果の確認のため、必要に応じて効果測定を行うこと。3 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

様式省略